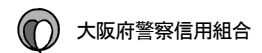


【商品概要説明書】



財 形 住 宅 貯 蓄

(令和6年6月24日現在)

商品名（愛称）		財産形成住宅預金（エンドレス型）（財形住宅貯蓄）
販売対象		契約時に満55歳未満の個人のお客さま（勤労者に限ります。） ※お預け入れは55歳以降も可能です。
期 間		5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期にお預け入れいただきます。 解約又は中止のお申し出まで積立は継続されます。
預 入	預入方法	給与又は賞与から天引きによりお預け入れいただきます。 ※個別の預入明細ごとに「スーパー定期（3年もの）」としてお預りいたします。
	預入金額	1回あたり1,000円以上 ※天引き可能額 〔給 与〕1,000円以上99,000円以内（1,000円単位） 〔賞 与〕1,000円以上（1,000円単位）
	預入単位	1円単位
払 戻	払戻要件	自己の居住する住宅の取得、増改築、マンション等のリフォーム時（以下「住宅の取得等」といいます。）の費用の充当に限定されます。
	払戻方法	〔住宅の取得等の後に払い戻す場合〕 住宅の取得等に要した費用の金額を限度として1回限り払戻しします。 払戻期限は、住宅の取得等の日から1年以内となります。 ※この場合、住宅の全部事項証明書（不動産登記簿謄本）等、所定の書類が必要になります。 〔住宅の取得等の前に払い戻す場合〕 ①一部払戻し この預金の残高の90%相当額又は住宅の取得等に要する費用の額のいずれか低い金額を限度として1回限り払戻しします。 ※この場合、住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど所定の書類が必要になります。 ②一部払戻し後の残額払戻し 住宅の取得等に要した費用から一部払戻し後の残高の範囲内で1回限り払戻しします。 払戻し期限は、一部払戻し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内となります。 ※残額を払い戻す場合はその際に、残額を払い戻さない場合は一部払戻し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に住宅の全部事項証明書（不動産登記簿謄本）等、所定の書類が必要になります。
利 息	適用金利	個別の預入明細ごとに預入（継続）日に店頭に表示する利率を適用します。 ※原則、月の初めに見直します。預入利率は満期日まで変わりません。
	計算方法	個別の預入明細ごとに、付利単位を1円とした1年を365日とする日割により計算します。
利子課税		財形年金と合算で元金（継続時に元金に組み入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税とすることができます。 次のいずれかに該当する場合は、非課税の適用は受けられません。ただし、預金者の死亡、重度障害による払戻しの場合は除きます。 ※20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ◎非課税限度額を超えた場合、それ以降の利息については課税扱いとなります。 ◎1年に1回以上のお預け入れがない（お預け入れの中断期間が2年を経過）場合、それ以降の利息については課税扱いとなります。 ◎住宅の取得等以外の目的で払戻しの場合、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にさかのぼって課税されます。 ◎住宅の取得前一部払戻し後、2年以内又は住宅の取得等をした日から1年以内のいずれか早い日までに残額を払い戻さなかった場合、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに支払済の利息についても過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にさかのぼって課税されます。
手数料		なし
リスクに関する事項		なし
付加できる特約事項		なし

中途解約時の取扱い	個別の預入明細ごとに、下記の「期限前中途解約利率」（小数点第4位以下切捨てます。）により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払いします。 [期限前中途解約利率] <table> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上2年未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率 × 40%</td></tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率 × 60%</td></tr> </table>	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上2年未満	約定利率 × 20%	2年以上2年6か月未満	約定利率 × 40%	2年6か月以上3年未満	約定利率 × 60%
6か月未満	解約日における普通預金の利率								
6か月以上2年未満	約定利率 × 20%								
2年以上2年6か月未満	約定利率 × 40%								
2年6か月以上3年未満	約定利率 × 60%								
利率情報の入手方法	利率は店頭の金利表示ボードに表示されます。								
苦情処理措置・紛争解決措置	[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5								
その他参考事項	住宅の取得等の内容については、一定の条件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 転職、転勤、出向等によりお預け入れができなくなった場合、所定の手続きにより新たな金融機関において引続きお預け入れすることができます。 この預金は、「財産形成住宅預金規定」によりお取扱いします。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。								